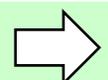


入札契約制度改革について

① 予定価格等の公表時期について

現状 平成19年度に発生した予定価格漏洩事案を契機として、全ての工事等で予定価格、最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の事前公表を行っている

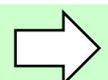
課題 入札価格が最低制限価格等に誘導されやすく、業者が適切な積算を行わないおそれがある
入札価格が最低制限価格等に誘導されやすく、くじ引きによる落札が多発
業者の真の技術力・経営力による競争を損ねるおそれがある 等

- 
- 予定価格及び最低制限価格（低入札価格調査基準価格）の事前公表・事後公表について、メリット・デメリットを再度評価したうえで検討を行う
 - 入札時点における資材単価の上昇に対応するための方法を検討する
 - 公表時期の検討にあたっては、価格の情報漏洩対策についても対応を検討する

② 総合評価落札方式について

現状 総合評価落札方式の対象工事において「技術提案評価型」を実施している

課題 技術提案書の作成・審査にかかる受注者・発注者の負担が大きい
難易度の低い工事では、技術的な工夫の余地が少なく、技術提案の作成が困難 等

- 
- 工事の難易度等に合わせて「技術提案評価型」、「企業・技術者評価型」、「総合評価落札方式を行わないもの」の使い分けを検討する
 - 企業の施工実績の評価方法や成績評定の公表について検討する

令和6年度の導入を目指し、学識経験者等からなる有識者委員会で検討